

令和7年第9回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年8月29日（金） 午後1時30分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		甕山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午後 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（財産の取得について（スクールバス））

日程第 4 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について 教育委員会
所管予算の決算）

日程第 5 議案第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和7年度大山町一般会計補正予算（第5号）教育委員会所管の予算）

日程第 6 議案第 4 号 令和7年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 7 議案第 5 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和7年 9月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午後 時 分）

報 告 事 項

月	日	曜日	件 名
8 月	1 日	金	町初任研
	4 日	月	光徳子供学園お経滝、ヤンヤン郡生徒歓迎式、テメキュラ交流生徒迎え(米子空港)
	5 日	火	ヤンヤン郡生徒大山中訪問、連絡調整会議、地域連携教育会議
	6 日	水	計画訪問(名和さくらの丘保育園)
	8 日	金	計画訪問(大山保育所)、大山分館打ち合わせ、中山みどりの森保育園お泊り保育
	19 日	火	イングリッシュキャンプ(～21日)、連絡調整会議、管理職会
	21 日	木	中国5県町村教育長会(～22日)
	24 日	日	大山を歩く会
	25 日	月	光徳子供学園沢登り
	26 日	火	計画訪問(大山ひめぼたる保育園)、町長部局との定例協議
	27 日	水	中学校始業式
	28 日	木	公正採用促進のための企業訪問
	29 日	金	定例教育委員会、小学校始業式

今 後 の 予 定

30 日	土	星のコンサート
------	---	---------

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(財産の取得について (スクールバス))

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | | |
|---------|---|-----|
| 1 取得物件 | マイクロバス新車 (スクールバス) | 1 台 |
| 2 取得金額 | 1 0, 7 8 4, 8 2 0 円 | |
| 3 取得先 | 鳥取県西伯郡大山町御来屋 2 6 2 番地 4
鳥取西部農業協同組合 名和支所
支所長 朝妻 昌彦 | |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 | |

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 6 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について 教育委員会所管予算の決算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

【教育委員会所管予算の決算】

○一般会計

歳 入		1 9 4 , 1 8 1 , 4 5 6 円
(内訳)	現年分	1 2 1 , 4 8 2 , 4 5 6 円
	繰越分	7 2 , 6 9 9 , 0 0 0 円
歳 出		1 , 7 4 2 , 5 1 8 , 0 8 6 円
(内訳)	現年分	1 , 6 4 4 , 6 3 3 , 4 7 9 円
	繰越分	9 7 , 8 8 4 , 6 0 7 円

※主要施策の明細については別紙のとおり。

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 3 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 8 月 29 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第4号

令和7年度教育施設等工事計画の策定について

令和7年度に実施する1件100万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和7年8月29日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1件1,000,000円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 5 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件 (詳細別紙) 認定件数 件